令和８年 11 月２日

経営者・人事労務総務実務担当者　各位

熊本県経営者協会
会長　坂口　洋一朗

経協・経営法曹会議共催セミナー

「労務管理を改善するために」
～労務管理の最新動向から考える労務ガバナンスの基礎～

秋冷の候、ますますご健勝のことと存じます。

近年、企業の労務管理においては、制度を定めるだけでなく、実際の運用状況を確認し、必要な改善につなげていくことが一層重要となっています。

本セミナーでは、塚本晃大弁護士を講師に迎え、令和８年の労務管理に関する最新動向として、**「労働時間管理に関する監督指導の見直し」**と、**「待遇差について説明を求めることができる旨の明示義務化及び同一労働同一賃金ガイドラインの改正」**を取り上げます。

「制度と運用を確認し、改善につなげ、必要な説明ができる状態にする」という観点から、今後の監督指導や労働者からの説明請求に備えて、中小企業が実務上確認しておきたいポイントを分かりやすく解説します。36 協定の運用状況や雇用形態による待遇差など、受講後に社内で確認できる具体的な着眼点もご紹介します。

貴社の労務管理の現状を確認し、今後の改善につなげる機会として、ぜひご参加ください。

記

開催日時　　令和８年 12 月 10 日（木）　午後２時 00 分から４時 00 分まで
会　　場　　くまもと県民交流館パレア　10 階　会議室８
講　　師　　塚本　晃大 氏　（塚本晃大法律事務所　弁護士）
会　　費　　無　料

以　上

＊12 月２日(水)までＦＡＸ・メール・二次元コードからお申し込みください。

切り取り線

熊本県経営者協会（ＦＡＸ　096-359-2806）宛て
メール：jimukyoku@kumamotokeikyo.jp

Google フォーム

「労務管理を改善するために」　　R8・12・10　くまもと県民交流館パレア

貴社名	
ご参加者名	
メールアドレス	
当日ご連絡可能な電話番号	